

(目的)

第1条 京都大学に、学生等の修学上、適応上及び就労上の相談、苦情等への対応、就職支援及び障害のある学生の修学上等の支援等を行うため、京都大学学生総合支援センター（以下「学生総合支援センター」という。）を置く。

(業務)

第2条 学生総合支援センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生等の修学上、適応上及び進路上の個人相談の対応及び心理検査
 - (2) 学生等及び職員のハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員からの相談の対応
 - (3) 学生等の就職活動に係る相談の対応その他就職支援
 - (4) 障害のある学生の修学上等の支援
 - (5) 学生支援等に関する調査研究
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、学生支援等に関し必要な業務
- 2 学生総合支援センターは、前項第2号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、法務・コンプライアンス担当の副学長、事務本部又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。

(センター長)

第3条 学生総合支援センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、学生総合支援センターの専任の教員のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 3 センター長は、学生総合支援センターの業務を統括する。
- 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第4条 学生総合支援センターに、専任の教員を置く。

(管理運営委員会)

第5条 学生総合支援センターに、学生総合支援センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、学生総合支援センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 学生担当の理事
 - (2) センター長
 - (3) 各研究科の教授又は准教授のうちからそれぞれ各研究科長の推薦した者 各1名
 - (4) 研究所及びセンターの教授又は准教授 若干名
 - (5) 室長（第7条第2項に定めるものをいう。）
 - (6) 学生総合支援センターの専任の教員

- (7) 環境安全保健機構附属健康科学センター長
- (8) 国際交流推進機構国際交流センター長
- (9) 学務部長
- (10) その他センター長が必要と認める者 若干名

3 前項第3号、第4号及び第10号の委員は、センター長が委嘱する。

4 第2項第3号、第4号及び第10号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 センター長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(ルーム)

第7条 学生総合支援センターに、次に掲げるルームを置く。

カウンセリングルーム

キャリアサポートルーム

障害学生支援ルーム

2 前項のルームに、それぞれ室長を置く。

3 ルームは、互いに緊密な連携を図り、業務を遂行するものとする。

(事務組織)

第8条 学生総合支援センターの事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生総合支援センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 この規程の施行後最初に委嘱する第5条第2項第3号、第4号及び第10号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

4 京都大学カウンセリングセンター規程（平成16年達示第58号）は、廃止する。